第 1049 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 4月13日 月曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇東京ドームの年間ボックスシート

Q:当社は、東京ドームのシーズン予約席 (年間ボックスシート)を取得し予約料を支 払いました。この予約席は、主に得意先の接 待用ですが、たまには会社の役員、従業員に も使用させています。どのように処理したら よいでしょうか。

▲ : 交際費として処理することになります。
【解説】

プロ野球のボックス席券を得意先に配布するのは、野球見物への招待であり交際費に該当します。たまに、役員や従業員へ配布しても、購入の主たる目的が得意先の接待用ですから、交際費として処理することになります。

また、プロ野球のボックス席券を購入すると、その予約席であるボックスシートの裏面に社名看板が掲示されるようですが、それは観客の便宜のためのものであり、不特定多数の者に対する広告宣伝効果を意図したものとは認められませんから、広告宣伝費とすることはできません。

なお、ご質問の予約席料は、一般の入場券を購入するための費用ではなく、シーズン中の野球観戦という役務の提供を受ける対価として支払われるものとして取り扱われますので、消費税の課税仕入れに該当します。

課税仕入れの時期は、現実に役務の提供を受ける観戦をする日が原則といえますが、シーズン予約は中途解約ができないものであることから、開幕日にその全額を課税仕入れがあったとして処理して差し支えないものと思われます。







